

利用運送事業（通運）業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2023年12月20日

公益社団法人全国通運連盟

公益社団法人全国通運連盟の会員各社においては、物流の適正化・生産性向上を図るべく、次に掲げる諸事項に徹底的に取り組んでまいります。

（１）物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（2023年6月、経済産業省・農林水産省・国土交通省作成）に基づく取組み

■物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取組みの前提として、運送時間、庫内作業時間、入出庫に係る荷待ち時間及び荷役作業等（積み込み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握・分析し、物流業務の問題・課題を明らかにするなど、生産性向上に向けた改善活動を実施します。

■労働環境改善に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者からの依頼を受ける時点で、労働基準法令等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるかどうか確認します。労働基準法令等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析、改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施します。

■運賃の適正収受に資する措置

③運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的な方法を原則とします。

④運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします。

⑤コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組み

労務費や燃料費等の運送に係るコスト上昇分や、運送契約に含まれない荷役作業等への対価、高速道路料金、船舶運賃等の実費については、実運送事業者が収受すべきものとして、荷主事業者に対し、必要コスト負担について申し入れ、運送・取引条件の見直し提案などの協議を実施します。

また、他のトラック運送事業者に運送を委託する場合にあっては、当該事業者は、委託先の下請事業者が実運送事業者に対して実運送に係る必要な対価を適正に支払っているか確認します。

⑥契約内容の見直し

運送実態等と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施します。

⑦下請取引の適正化

下請に出す場合、運送契約の相手方に対し③から⑥までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造

が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となるおそれがあることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

(2) その他自主的な取組

■鉄道へのモーダルシフトの推進に向けた取組み

①31ftコンテナの利用拡大の促進

10tトラックから鉄道へ転換しやすい、31ftコンテナの利用拡大を促進することにより、鉄道へのモーダルシフトを推進します。

②20ft・40ftコンテナの利用促進

JR貨物による低床貨車の設備投資等の実施後、国際海上コンテナの鉄道利用を促進することにより、鉄道へのモーダルシフトを推進します。

③社会全体での機運醸成に向けた取組み

モーダルシフト推進に当たっては、発着荷主や消費者の理解および行動変容も重要であり、その利便性向上に向けた取組みやBCPへの対策、従来の環境負荷低減への貢献に加え、2024年問題による輸送力不足への貢献という両側面についてのメリット等を積極的に発信することが肝要であることから、社会全体での機運醸成に向けた取組みを実施します。

■作業の効率化に資する措置

①共同配送による集配作業の効率化

駅毎の利用運送事業者が方面別集配の共同化を実施することにより、集配作業の効率化を図ります。

②パレット標準化及び共同化による効率化

11型パレットを標準パレットとし、レンタル会社等を通じた共同利用を促進することにより、効率化を図ります。

③積付け資機材の標準化及び共同化による効率化

各社が荷崩れ等を防止するために使用しているラッシングベルト・エアバッグ・トラックボード等の積付け資機材を標準化するとともに、レンタル会社等を通じた共同利用を促進することにより、効率化を図ります。

以上